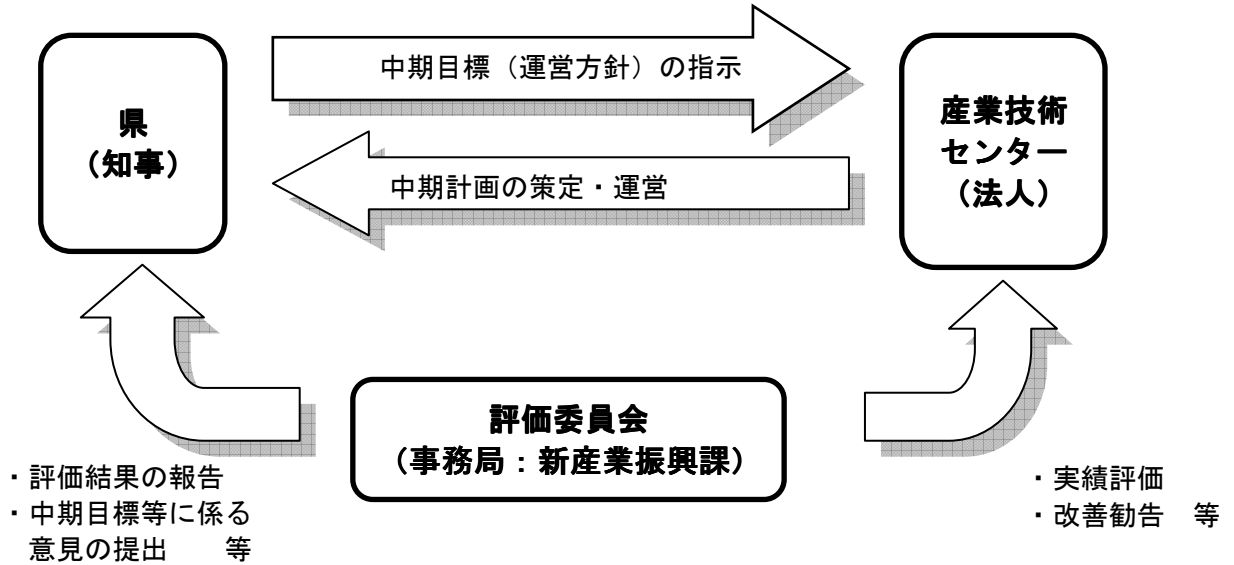


第 2 期中期目標及び中期計画の策定について

1 制度の概要（地方独立行政法人法第 25 条、第 26 条等）

- ◆ 知事は法人に業務の運営方針となる中期目標を策定・指示
- ◆ 法人は中期目標を達成するための中期計画を策定し、計画に沿って業務を運営
- ◆ 有識者で構成される評価委員会は、中期目標の策定に係る意見や、法人の業務実績の評価結果を知事に報告



2 第 1 期中期目標の達成見通し

(1) 第 1 期中期目標の概要（期間：平成 21 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日）

〈基本的な目標〉安定した運営体制及びサービスの向上に資する仕組みの早期確立	
1	県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 (1) 県内の企業が直面する課題への技術支援の強化 (2) 県内の企業の持続的な発展に寄与する研究開発の推進 (3) 県内の企業の新たな事業展開に向けた産学公連携の取組
2	業務運営の改善及び効率化に関する事項 (1) 運営体制の改善 (2) 人材育成、人事管理 (3) 業務運営の合理化、効率化
3	財務内容の改善に関する事項 (1) 外部資金、その他の自己収入の確保 (2) 財務運営の効率化
4	その他業務運営に関する重要事項 (1) 施設設備の管理等

- (2) 安全衛生管理
- (3) 環境への負荷の低減

## (2) 各事業年度における業務実績評価

年度	評価委員会 評価結果	法人の自己 評価結果
H 2 1	B 評価	B 評価
H 2 2	B 評価	B 評価
H 2 3	A 評価	A 評価
先行評価	A 評価	A 評価
H 2 4	(審議後決定)	A 評価

### <評価基準>

- S：中期計画の進捗は優れて順調
- A：中期計画の進捗は順調
- B：中期計画の進捗は概ね順調（標準）
- C：中期計画の進捗はやや遅れている
- D：中期計画の進捗は遅れている

※法人の自己評価を活用する間接評価方式

## (3) 主な成果等

- 地方独立行政法人のメリットを活かして、専任職員を配置した「技術相談室」、「産学公連携室」の設置やオーダーメイド試験の実施など、組織や制度の大幅な改革を実行
- 技術相談件数、事業化・商品化に至った件数、外部資金を得て実施する研究件数等数値目標が設定されている項目すべてにおいて目標を達成
- 県東部におけるサテライト窓口の設置、技術戦略ロードマップの策定、山口大学との包括的連携・協力協定の締結など運営体制の確立に向けた積極的な取組を実行
- 理事長のトップマネジメントの下で、年度にとらわれない受託研究の実施や管理法人機能による外部資金の獲得を実現
- これらの取組により、第1期中期目標に掲げた「安定した運営体制及びサービスの向上に資する仕組みの早期確立」は達成の見通し

## (4) 今後の課題等

- 設置団体である県が策定した「やまぐち産業戦略推進計画」や「商工業推進計画」の推進への積極的な貢献
- 人材育成、情報発信、危機管理対策など業務運営の不断の改善の推進

## (5) 第1期中期目標終了時の検討（地方独立行政法人法第31条）

これまでの年度評価や、中期目標期間に係る先行評価に関する評価委員会における議論等を踏まえて、第2期中期目標を策定することをもって、「検討」及び「所要の措置」を行うこととする。

## 3 第2期中期目標・中期計画について

### (1) 中期目標の作成方針

産業技術センターが、県内企業の「中核的技術支援拠点」として果たす役割の重要性等を踏まえ、第1期中期目標期間において整備された体制・仕組み等の成果を基礎としつつ、今後の課題に的確に対応するため、以下の4点を基本とした取組を促進するものとする。

- ① 戦略産業（医療関連、水素等環境関連）の集積・推進に向けた地域イノベーションの推進
- ② 中小企業力の向上に向けたものづくり力の高度化・ブランド化の推進
- ③ 「中核的技術支援拠点」としての更なる機能強化
- ④ 業務運営の不断の改善

内容については、法人がその創意工夫を発揮しつつ自主的、自律的に業務運営の改善、改革に取り組むことを促す観点から、重点的に取り組む事項を中心にその大きな方向性を示すものとする。

【第2期中期目標の骨子（素案）】（期間：平成26年4月1日から平成31年3月31日）

<p>〈基本的な目標〉 産業力の増強に向けた、戦略産業の集積やものづくりの高度化に寄与する成果の着実な具現化</p>	
<p>1 県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① <b>戦略産業の集積・推進に向けた地域イノベーションの推進</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 次世代産業クラスター推進組織の構築</li> <li>○ 産学公や企業間連携による研究開発・事業化の促進 等</li> </ul> </li> <li>② <b>中小企業力の向上に向けたものづくり力の高度化・ブランド化の推進</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 事業化戦略を明確化した実用化研究の重点的な実施及びその成果の普及</li> <li>○ やまぐちブランド技術研究会の活動等を通じた技術革新の推進 等</li> </ul> </li> <li>③ <b>「中核的技術支援拠点」としての更なる機能強化</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 大学や関係機関との連携による効果的かつ切れ目のない企業支援の実施</li> <li>○ 最先端の試験研究機器の整備等研究開発拠点機能の整備・充実 等</li> </ul> </li> </ul>
<p>2 業務運営の改善及び効率化に関する事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 業務の見える化を図るための情報発信の強化</li> <li>○ 災害の発生などに備えた危機管理対策の推進 等</li> </ul>
<p>3 財務内容の改善に関する事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 自己収入の積極的な確保</li> <li>○ 予算執行の効率化や経費の節減 等</li> </ul>
<p>4 その他業務運営に関する重要事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 施設設備の適切な管理</li> <li>○ 適切な環境マネジメントの実施 等</li> </ul>

**④業務運営の不断の改善**

## (2) 中期計画の認可方針

中期目標を達成するために法人が作成する中期計画については、以下の要領により作成することを基本とするよう求めるものとする。

- ① 項目数は、目標管理を適切・効果的に行う観点から厳選すること。
- ② 記述の方法は、中期目標が示す大きな方向性に関し、具体的な達成水準（目標）を、可能な限り明確かつ簡潔に記述すること。

## (3) 第2期中期目標・中期計画策定スケジュール

7月	<b>【第12回評価委員会】</b> ・第1期中期目標期間終了時の検討 ・第2期中期目標の素案について審議
10月	<b>【第13回評価委員会】</b> ・第2期中期目標意見決定
11月	・中期目標に関する意見聴取（知事→法人）
12月	・第2期中期目標中間案を12月議会（委員会）に報告
2月	・第2期中期目標を2月議会で議決
3月	・第2期中期目標指示（知事→法人） ・第2期中期計画認可申請（法人） <b>【第14回評価委員会】</b> ・第2期中期計画意見書決定 ・第2期中期計画認可（知事）